提出書類について

〇以下の図を参考に、書類の御提出をお願いいたします。

1. 追加交付を希望する法人

補助金の交付決定を受けた法人

1. 追加交付を希望しない法人

※算定額と交付決定額に差がなく、明細書に記載の追加支払可能額が０円の法人

※算定額と交付決定額に差はあるが、追加交付を希望しない法人

【提出書類】

①追加交付を希望する法人　⇒　**以下５点を御提出ください。**

・第２号様式（変更承認申請書兼実績報告書）

・別紙様式２－３（計画書）

・別紙様式２－４（計画書（事業所別個表））

・別紙様式３－１（実績報告書）

・別紙様式３－２（実績報告書（事業所別個表））

②追加交付を希望しない法人　⇒　**以下３点を御提出ください。**

・第２号様式（変更承認申請書兼実績報告書）

・別紙様式３－１（実績報告書）

・別紙様式３－２（実績報告書（事業所別個表））

変更承認申請の金額について

追加交付を希望する場合は、変更交付申請額が補助金算定額を上回る（もしくは同額となる）

必要があります。

　　　参考例を以下に記載しておりますので、６月下旬に法人宛てに送付している「交付額一覧

（明細表）」と併せてご確認ください。

【参考例】岡山県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金交付額一覧（明細表）



**【追加交付可能額】**

**※ここが０円の法人は算定額分を６月末に全て支払い済のため、変更交付申請の対象ではありません。**

**6月末支払額**

＜例＞

●　参考例では、交付申請額（105,000円）が補助金算定額（210,000円）を下回っているため、交付申請額を上限とした額（105,000円）を、６月末にお支払いしています。

●　全額追加交付を希望する場合は、変更承認申請額が補助金算定額（210,000円）を上回る（もしくは同額となる）必要があります。